

<資料>

補聴器支給意見書作成上における留意点

(1) 聴覚障害の状況及び所見

① 障害名

聴覚障害の内容（感音性難聴・混合性難聴）を必ず記入してください。

② 現 症

- a) 鼓膜に特に所見が認められない場合は、その旨を記入してください。
- b) オーディオグラムは病院でお使いの用紙を添付されてもかまいません。骨導式補聴器を希望されている場合は気導聴力の結果だけでなく、骨導聴力の結果もご記入ください。なお、平均聴カレベルは、必ず記入してください。

また、語音明瞭度検査の実施が可能な人の場合は、なるべく検査を行い、結果を記入してください。ただし、身体障害者手帳の障害名が語音明瞭度で取得されている場合は、必ず語音明瞭度の記載が必要です。

(2) 補聴器

③ 装用耳

補装具費による補聴器の交付は原則1台です。両耳装用が有効で2個必要な場合には、その具体的な理由を必ずご記載ください。

機 種

聴カレベルからは、平均聴力が90dB以上を「重度難聴用」、90dB未満を「高度難聴用」の補聴器の適応と考えています。

また、それぞれの機種に対しては、次のような条件をもとに判断してください。

【ポケット型・耳かけ型】

本人の障害状況や補聴器の使用目的等によりポケット型または耳かけ型のどちらか適する機種を選択してください。

※ただし、耳かけ型は、身体上や生活環境上、耳かけ型補聴器が適切ではないと判断される場合は対象となりません。

【身体上や生活環境上、耳かけ型補聴器が適切ではないと判断される場合（例）】

- ・ 上肢に麻痺や関節可動域の制限があり、補聴器の操作に支障がある場合
- ・ ほとんど外出することがなく、外見上の目立ちにくさを気にする必要がない場合

【耳あな型】

耳あな型は高度難聴用に準ずると考えますので、原則装用耳の聴力が90dB未満の方に適用すると判断します。また、ポケット型及び耳かけ型のいずれもが、身体上、職業上使用できないとする明確な理由が必要です。以下に、耳かけ型が装用できない理由の例をお示ししますが、どの理由の場合もポケット型が使用できないという条件が前提です。

なお、現在耳あな型を使用している、あるいは眼鏡装着のため耳あな型が必要であるという理由のみでは、耳あな型の必要理由としては認められません。

※オーダーメイドの場合は、障害の状況、耳の形状等からレディメイドで対応不可能な者が対象であり、意見書に具体的な処方理由（医学的所見）を記入してください。

【身体上の理由】必ず記載をお願いします。

（例）・耳介変形のため、耳かけ型を耳に掛けることができない。

【職業上の理由】こちらについては、市町で詳しく聞き取りをします。

（例）・建築現場の作業等で常時ヘルメットを使用しなくてはならず、耳かけ型ではハウリングが常におきてしまう。

・調理師で、常に油煙・湯気のある場所で働いており、耳かけ型では防水カバーをつける等の対策をたてても故障が多い 等

【骨導型】

・伝音性難聴者であって、耳漏が著しい場合や外耳道閉鎖症などで、耳せんやイヤモールドの使用が困難な場合

【デジタルワイヤレス補聴補助システム（FM型）】

- ・主要な生活の場(学校、職場)でデジタルワイヤレス補聴補助システムが必要なこと
- ・デジタル式補聴器を使用できる環境があること(例：学校で送信機のマイクを使用することに教師の協力が得られる)
- ・デジタルワイヤレス補聴補助システムによる効果があること
- ・重度難聴用補聴器を使用しているもの

※重度難聴用補聴器以外（高度難聴用補聴器、人工内耳装用等）の場合は特例補装具となります。

(3)その他特記事項

以下の場合には必ず理由を具体的にお書きください。

- ① ポケット型、耳かけ型以外の補聴器を選択した場合
- ② 両耳装用を選択した場合

補装具の交付数は原則1種目1個です。両耳装用により2台必要な場合は複数交付として考えますので、原則として教育上、職業上等の理由が必要となります。

【教育上の理由例】

・言語習得中である、療育のため、社会性の構築、学校教育を受けており両耳装用が必要等

【職業上の理由例】

・建築現場に従事しており、常に色々な方向からの安全確認が必要（危機回避のため）

- ③ 装用耳の聴力がおおよそ90dB未満であるが、重度難聴用補聴器を選択した場合
高度難聴用か重度難聴用かの判断は、聴カレベル(気導・骨導)から判断します。
通常4級・6級相当の方は、必要利得がおおむね45dB未満となるため、高度難聴用が適応となります。

そのため、4級・6級相当で重度難聴用補聴器を選択される場合には、必ずその理由を記載ください。

- ④ その他として、イヤモールドの必要の有無は必ず記入してください。